

岩手県告示第 45 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 30 条第 2 項の規定により、次のとおり事業の一部が変更され、土地の一部を収用する必要がなくなったので告示する。

平成 20 年 1 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 起業者の名称 岩手県
- 2 事業の種類 県道盛岡和賀線改築工事（羽場拡幅・岩手県盛岡市羽場地内）及びこれに伴う市道付替工事
- 3 収用する必要がなくなった土地の区域

土地の所在	地 番	地 目	土地登記簿の地積	実測地積
岩手県盛岡市羽場 14 地割	106 番 1	宅地	1,131.56 m ²	1,179.96 m ²

収用しようとする土地の面積		使用しようとする土地の面積		備 考
変更前	変更後	変更前	変更後	
63.16 m ²	27.22 m ²	0 m ²	14.32 m ²	別図に表示する部分

- 4 事業認定の告示の年月日及び番号 平成 19 年 1 月 29 日 東北地方整備局告示第 2 号

備考 「別図」は、省略し、岩手県県土整備部県土整備企画室に備えておいて縦覧に供する。